

弔慰金見舞金規程

平成28年9月17日制定

平成29年10月21日改正

令和7年9月20日改正

(目的)

第1条 この規程は、日吉台共有施設管理組合の理事、監事、諮問委員及び事務職員に対する弔慰金並びに見舞金の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(弔慰金及び見舞金の支給範囲)

第2条 弔意金及び見舞金を支給する場合は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 弔慰金 本人が死亡したとき
- (2) 傷病見舞金 本人が傷病により7日以上入院した場合

(支給金額)

第3条 前条に規定する弔慰金及び見舞金の支給金額は、次の各号に定めるとおりとする。

- | | |
|-----------|---------|
| (1) 弔慰金 | 30,000円 |
| (2) 傷病見舞金 | 10,000円 |
| 業務上の傷病 | 30,000円 |

第4条 削除

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成29年11月1日前の慶弔見舞金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和7年10月1日前の弔慰金見舞金の支給については、なお従前の例による。